

令和 8 年度 税制改正要望事項 (**新設** ・ 拡充 ・ 延長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目名	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管にかかる所要の措置											
税目	所得税											
要望の内容	<p>従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること。</p> <table border="1" data-bbox="901 808 1503 976"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管に関する利便性を向上することを通じて、投資環境の更なる整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 従業員持株会制度等を通じて取得した上場株式等を特定口座へ移管する場合、取得価額等の適切な管理を担保する観点から、原則として持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等に開設された特定口座に限定して移管できるとされているが、特例として一定の資本関係がある金融商品取引業者等 (※) の特定口座への移管も認められている。</p> <p>近年、金融グループの組織再編等が行われているが、その際、資本関係が変更となる場合には、実質的な管理体制に変更がなくとも、形式上、上記特例による移管が認められなくなるケースが生じるなど、利便性の低下が懸念される。</p> <p>※ 持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等の発行済株式の 50%以上を直接保有する親会社が発行済株式の 50%以上を直接保有する金融商品取引業者等</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	金融グループの組織再編等により、従来の資本関係が維持されなくなる事例においても、引き続き直接移管を行うことが可能となり、投資家の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、投資家の利便性向上に資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家の利便性向上に資するものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—